

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年9月3日
【会社名】	大建工業株式会社
【英訳名】	DAIKEN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 億田 正則
【本店の所在の場所】	富山県南砺市井波1番地1 上記は登記上の本店で、本店の事務を行っている場所は 大阪市北区中之島三丁目2番4号 (中之島フェスティバルタワー・ウエスト)
【電話番号】	(06)6205-7190
【事務連絡者氏名】	経理部長 森野 勝久
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島三丁目2番4号 (中之島フェスティバルタワー・ウエスト)
【電話番号】	(06)6205-7190
【事務連絡者氏名】	経理部長 森野 勝久
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 4,267,200,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	大建工業株式会社本社大阪事務所 (大阪市北区中之島三丁目2番4号) 大建工業株式会社東京事務所 (東京都千代田区外神田三丁目12番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,905,000株	完全議決権株式であり、権利内容について何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は、100株であります。

- (注) 1 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下、「本第三者割当増資」といいます。)は、平成30年9月3日開催の取締役会決議によります。
- 2 当社と割当予定先である伊藤忠商事(株)(以下、「割当予定先」又は「伊藤忠商事」といいます。)は、平成30年9月3日付で資本業務提携に関する契約を締結しております。
- 3 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。
 (株)証券保管振替機構
 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,905,000株	4,267,200,000	2,149,960,920
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,905,000株	4,267,200,000	2,149,960,920

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,240	1,128	100株	平成30年9月18日	-	平成30年9月19日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価額は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
- 4 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われないうこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
大建工業株式会社 本社大阪事務所	大阪市北区中之島三丁目2番4号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
三井住友銀行 大阪本店営業部	大阪市中央区北浜四丁目6番5号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
4,267,200,000	16,000,000	4,251,200,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、主に登記費用であります。

(2)【手取金の使途】

本第三者割当増資は、割当予定先との間で、平成30年9月3日付で締結した資本業務提携（以下、「本提携」といいます。）に関し、当社及び伊藤忠商事がそれぞれの強みを生かしながら相互の経営資源を有効活用することにより、双方が、事業の拡大を推進し、安定的な収益基盤の確立を図るという目的を達成するために必要なものであり、上記差引手取概算額4,251,200,000円については、平成33年（2021年）までに全額を、本提携に係る海外における素材・建材事業等の強化及び国内外での事業の拡大のための投資資金等に充当する予定であります。ただし、調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座で安全に管理する予定であります。

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
本提携に係る、国内での事業拡大並びにアジア・オセアニアにおける木質素材事業及び、中国・ASEANでの建材事業拡大のための投資資金	4,251,200,000	平成31年（2019年）～平成33年（2021年）

(本提携の目的)

これまで当社は、住宅用建材の国内主要メーカーの1つとして成長してまいりましたが、2015年に策定した長期ビジョンにおいて、既存事業の深耕と拡大、新たな市場拡大を通じて、これまでの「住宅用建材のメーカー」から「建築資材の総合企業」へと成長することを掲げてまいりました。

具体的には、新設住宅着工に依存しない事業構造への転換、国内住宅市場における安定的な収益基盤の確立、ASEAN・中国及びオセアニア地域等での素材・建材販売の拡大を今後の成長戦略として掲げており、かかる目標を達成するために、伊藤忠商事との協業体制の検討を進めてまいりました。

この点、総合商社である伊藤忠商事は、小売サービス、卸売り、製造・加工、資源開発・原料調達のあらゆる分野を包括的に事業領域とし、特に住生活セグメントを含めた非資源分野を大きく成長させていく経営戦略を発表しており、当社が事業の拡大を行っていくにあたって必要となる幅広い販路や知見を有しております。

このように、伊藤忠商事の有する総合商社としての機能を取り入れて事業の拡大を図りたい当社と、当社の住宅用建材メーカーとしてのノウハウを取り入れて住生活セグメントを大きく成長させたい伊藤忠商事との利害が一致し、相互に企業価値を最大限高め合えるパートナーであると判断したことから、本提携に至りました。

既に伊藤忠商事は当社の普通株式を一定数保有しており、当社とは協力関係にありますが、本第三者割当増資により、当社と伊藤忠商事との協力関係をさらに強固なものにし、シナジーをさらに創出していくとともに、当社が予定している、海外における素材・建材事業等の強化及び国内外での事業拡大への新規投資資金等の調達を行います。

今後は本提携の下、当社及び伊藤忠商事は相互協力を加速・発展させ、相互に企業価値を高めるとともに、国内外を問わず、住生活分野における社会の持続可能な発展に貢献してまいります。

(本提携の内容)

(業務提携の内容)

当社と伊藤忠商事は各事業領域について協働することに合意しており、今後、協力体制の構築を進め、シナジーをさらに創出していきます。主な内容は以下のとおりです。

(1) 公共・商業施設向け商材の拡充と物件情報の共有

当社は、長期ビジョンで重点注力市場に位置づけている公共・商業施設向けの商材拡大に向けた製品開発に、当社のリソースを活用するだけでなく伊藤忠商事などの社外のリソースも活用し、引続き積極的な投資を行ないます。

また、伊藤忠商事の建設・物流部門並びに伊藤忠商事グループ各社と情報共有を強化することで、同分野における両社協業での販売拡大を進めます。

(2) リフォーム・リノベーション事業の拡大

今後拡大が見込まれる住宅の中古流通市場において、両社が持つリソースを相互に活用し、特に首都圏におけるマンションを中心とした住宅のリフォーム事業と、リノベーション（買取再販）事業での業容拡大を進めます。

既に住宅のリフォーム事業とリノベーション（買取再販）事業を展開している当社グループ会社を軸に、伊藤忠商事グループの情報収集力、企画力、販売力、工事力など多岐に渡るリソースの活用を進めます。

(3) 木質素材事業の拡大

当社の長年培ってきた木質素材に関する製造技術力と研究開発力、伊藤忠商事グループのグローバルでの木質資源の調達力を融合し、成長するアジア・オセアニアにおいて更なる事業拡大を進めます。

木質原材料調達においては、原木の伐採禁止や丸太の輸出規制など厳しい調達環境となっていますが、植林木・認証材の調達を視野に、両社で植林事業関連企業等への投資を検討し、人権・環境面に配慮した安定調達のスキームを構築してまいります。

また、両社は、海外において新たな素材事業（木質・無機）の展開に向けたマーケティングと研究開発を共同で進め、積極的に投資を進めてまいります。

(4) 中国・ASEAN市場でのブランド強化と建材販売の拡大

当社は、海外市場での建材販売拡大のため、中国とインドネシアに住宅向け木質内装建材の生産拠点を展開し、一方、販売面ではシンガポールを中心に、中国とインドネシアに拠点を構え展開しています。

当社は中国全土に展開する約50社の代理店ショールーム及び自社ショールームへの投資を検討すると同時に、伊藤忠商事が中国国内で構築した物流網の有効活用を進めるほか、同社の中国におけるブランド力を活用し、中国国内での建材販売を拡大いたします。

また、インドネシア国内では伊藤忠商事と協働で当社子会社製室内ドアを中心とした内装建材の販売を進め、同時にASEAN全域に展開する伊藤忠商事の営業網を最大限活用し、建材販売の拡大を進めます。

(資本提携の内容)

当社は伊藤忠商事との協力関係をさらに強固なものにし、シナジーをさらに創出していくとともに、当社が予定している、海外における素材・建材事業等の強化及び国内外での事業拡大への新規投資資金を調達するため、以下の内容で伊藤忠商事に対する第三者割当増資を実施します。

伊藤忠商事は、当社が実施する第三者割当増資による新株式発行により、当社の普通株式1,905,000株を取得し、総議決権数に対する所有議決権数の割合は、29.89%から35.02%に増加します。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	伊藤忠商事株式会社
本店所在地	大阪市北区梅田三丁目1番3号
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第94期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)平成30年6月22日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度 第95期第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)平成30年8月10日 関東財務局長に提出

b 提出者と割当予定先との関係

資本関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (平成30年9月3日現在)	-
	割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成30年3月31日現在)	7,198,100株
人的関係	割当予定先の生活資材第一部長である清洲忠洋氏は、当社取締役（非常勤）に就任しております。また、割当予定先の従業員2名が、当社に出向しております。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	当社は、割当予定先から商品を購入しております。また、割当予定先の連結子会社である伊藤忠建材㈱に対して当社製品を販売しております。なお、当社と割当予定先は、平成30年9月3日付で資本業務提携に関する契約を締結しております。	

(注) 人的関係、資金関係、技術又は取引関係は、本有価証券届出書提出日（平成30年9月3日）現在のものであります。

c 割当予定先の選定理由

前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途 (本提携の目的)」をご参照ください。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,905,000株

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先から、本第三者割当増資による当社への投資は「政策投資」であり、政策保有株式の保有方針においては、投資先との取引関係・協業関係の構築・維持強化を図るとともに、投資先とのコミュニケーションを重視し、政策保有株式に係る議決権行使においては、原則として棄権や白紙委任は行わず、投資目的・保有方針を踏まえて賛否を決定する旨の説明を受けております。

以上のとおり、割当予定先の本第三者割当増資による当社への投資は、当社との取引関係・協業関係の構築・維持強化を目的としていることから、割当予定先は本第三者割当増資によって取得した株式について、中長期的に保有する意向を有しているものといえます。

また、当社は、割当予定先から、払込期日から2年間において、割当予定先が本第三者割当増資により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により通知すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、割当予定先から払込期日までに確約書を取得する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から、本第三者割当増資に係る払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、また、割当予定先の四半期報告書（第95期第1四半期（平成30年4月1日から平成30年6月30日））に記載されている四半期連結財務諸表により、割当予定先がかかる払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認していることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所第一部に株式を上場しており、割当予定先が東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書（2018年6月22日付）に記載された「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを基本方針として明文化し、これを実現するために、反社会的勢力との対決三原則「恐れない、金を出さない、利用しない」及び具体的対応要領10か条を対応マニュアルとして定め、全社員に対して周知徹底していること、反社会的勢力への対応統括部署を人事・総務部内に設置していることを表明しており、割当予定先及びその役員が反社会的勢力とは関係ないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日（以下、「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日（平成30年8月31日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値2,240円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしましたのは、算定時に最も近い時点の市場価格である本取締役会決議日の直前営業日の終値が、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき合理的な価格であると考えたためです。このほか、本第三者割当増資により生じる希薄化及び割当予定先との本提携の推進による中長期的な企業価値等を総合的に勘案し、割当予定先と協議の上、本取締役会決議日の直前営業日の終値とすることを決定いたしました。

かかる考え方により算出される発行価額は、日本証券業協会が提示している「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、特に有利な発行価額には該当しないものと判断しております。

なお、上記発行価額については、本日開催した取締役会に出席した監査役4名（内、2名は独立社外監査役）全員により、上記発行価額の算定根拠には合理性があり、且つ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであることから、特に有利な発行価額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行される株式数は、1,905,000株であり、本第三者割当増資前の当社普通株式の発行済株式総数25,175,043株（平成30年9月3日現在）の7.57%（議決権総数240,809個に対する割合7.91%）に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら、当社といたしましては、本第三者割当増資により、伊藤忠商事との資本関係をさらに強化することで、伊藤忠商事との資本業務提携を推進し、当社グループの企業価値の向上に資することとなり、ひいては既存株主の利益向上に繋がるものと考え、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
伊藤忠商事(株)	東京都港区北青山二丁目5番1号	7,198,100	29.89%	9,103,100	35.02%
(株)三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	986,980	4.10%	986,980	3.80%
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	931,200	3.87%	931,200	3.58%
大建工業取引先持株会	大阪市北区中之島三丁目2番4号	757,200	3.14%	757,200	2.91%
三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	688,000	2.86%	688,000	2.65%
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	639,100	2.65%	639,100	2.46%
住友林業(株)	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	638,200	2.65%	638,200	2.46%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	607,800	2.52%	607,800	2.34%
丸紅(株)	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	564,388	2.34%	564,388	2.17%
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	545,669	2.27%	545,669	2.10%
計	-	13,556,637	56.30%	15,461,637	59.48%

- (注) 1 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成30年3月31日現在の株主名簿を基にして作成しております。
- 2 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、本第三者割当増資による変動及び平成30年7月9日付で実施した譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による変動を反映しております。
- 3 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
- 4 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、当社の平成30年3月31日現在における総議決権数である240,809個に、本第三者割当増資によって割り当てられる当社普通株式に係る議決権数19,050個及び平成30年7月9日付で実施した譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に係る議決権数85個を加算した後の総議決権数259,944株に対する割合であります。
- 5 上記のほか、当社は平成30年8月30日現在で1,063,349株の自己株式を保有しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第102期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

平成30年6月25日
関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

第103期第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

平成30年8月13日
関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令
第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

平成30年6月25日
関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日後、本有価証券届出書提出日(平成30年9月3日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成30年9月3日)現在において変更の必要はなく、また、新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

大建工業株式会社本社大阪事務所
(大阪市北区中之島三丁目2番4号)
大建工業株式会社東京事務所
(東京都千代田区外神田三丁目12番8号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。